

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
42	クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2	クリーニング所の確認	生活衛生課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項によるクリーニング所の開設に係る事項の届け出があること。
- (2) 法施行規則第1条の3第1項に規定される事項の届け出があること。
- (3) 申請は、盛岡市クリーニング業法施行細則第2条第1項に基づくクリーニング所開設届によること。
- (4) クリーニング所の構造設備が、法第3条第2項及び第3項に規定される基準を満たすこと。
- (5) 盛岡市クリーニング業法施行条例第2条に規定される衛生措置基準を満たすことのできる施設であること。
- (6) 法第4条に基づき、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと。

2 標準処理期間は、7日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。